



大 輪

発行：島根県社会福祉協議会内
島根県知的障害者施設保護者会連合会
松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根 5 F
TEL 0852-32-5976 FAX 0852-32-5982

VOL. 42

平成 30 年 6 月発行

障がいを持つ家族の想い

島根県知的障害者施設保護者会運営委員 川島 久雄

障がい者を持つ家族としては、毎日元気でいてくれるのが一番幸せです。

私が住む出雲市大津町は、やまたのおろちで有名な大河「斐伊川」に恵まれ、自然豊かで生活環境に適した地域です。また自宅の周辺は田園地帯であり、娘は通所を好み天気の良い日は最寄りの電車駅まで自転車通勤しております。毎朝田園地帯を通り抜けるまで、見送るのが日課です。

地域でのつながりのある住みよい地域づくりの一環として、平成25年度より元気な挨拶で、みんなの“心”が通う町をめざして「㊦㊩㊪㊫㊬」挨拶運動をスタートしております。そのためには挨拶が基本です。㊦明るく誰にでも ㊩いつも自分から ㊪美しいお辞儀で ㊫笑顔でにこやかに ㊬大きな声で元気よく。社会には幼児、子ども、老人、障がい者等さまざまな人がいます。

世の中の大半は健常者であり、それでも障がいのある人や、心や、体の病気などさまざまな病気に苦しんでおられる人たちが多くおられます。私がこの社会で見逃してはならないと思うことは、障がいのある人たちにも生きる価値は当然あり、さまざまな感情を持っているということです。偏見と差別のない世の中を期待しています。人間は生身の生き物でありデリケートでもある。私も健常者にあこがれますが、それぞれの苦悩があると思います。そして障がい者が入っていける優しい社会を願っています。人間として生まれたときから、誰にでも生きる価値が存在するので、これからは皆仲良く助け合うことが大切だと思います。

また、障がい者の枠が広がることに抵抗は無いし、どんな障がいであれ、家族に障がい者がいれば、受容し寄り添って行くことは、人生の一部として全うしていかなければならない。できれば、障がいの種類によって、きめ細やかなサポート体制など、利用しやすい制度を、可能なかぎり具体的に提示・設定してもらいたいと切に願う処です。

措置制度から契約制度に移行し15年が経過し、この間各施設現場は目まぐるしく変わる法律と制度の狭間の中で、困惑しているのが現状ではなかったかと思えます。

平成25年に障がい者総合支援法が施行され、法施行後3年が経過した時点で内容を見直す条件付きの施行であった。すでに3年が経過し、新たな地域生活の展開、ニーズによりきめ細やかな対応、質の高いサービスを維持的に利用できる環境整備といった観点から見直しが進められました。

平成30年の報酬基準改訂に合わせて、今回は障がい者の重度化、高齢化への対応、医療ケア児への支援や就労支援、福祉サービスの質の向上等の改定となっております。これからも目まぐるしく改定が行われると思いますが利用者の支援に役立つようお願い致します。

平成29年度 島根県知的障害者施設保護者会連合会要望事項への回答

要望事項	<p>(1) 知的障がい者施設の充実について</p> <p>24時間切れ目のない支援・介護が可能となるよう、栄養士や看護師、介護福祉士などの専門職が十分に配置された障害福祉サービス事業所の充実を要望いたします。</p> <p>また、年齢により介護保険等に画一的にサービスが移行されることなく、障害福祉サービスが継続して利用できる制度運営がされるよう国に対して働きかけを要望いたします。</p>
回答	<p>平成30年度からの障害福祉サービス等の報酬改定の見直しにおいて、施設入所における「夜間職員配置体制加算」について、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や体制であることを踏まえ、適切な報酬単価となるよう検討されています。</p> <p>また、65歳以上になっても使い慣れた障害福祉サービス事業所で引き続き支援を受けられる観点や、福祉に携わる人材に限りのある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行う観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障がい福祉それぞれに位置付けることで、介護保険又は障がい福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度のサービスの指定も受けやすくする仕組みが設けられることとなっています。</p> <p>県においては、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等条例の改正を行うとともに、国の制度改正の内容について、障害福祉サービス事業所等に周知し、積極的な対応について働きかけていきたいと考えています。</p> <p>グループホーム利用者が65歳となり介護保険の被保険者となった時は、本人の障がいの状況や意向などにより介護保険法等による障がい福祉サービス以外のサービスを利用できる場合はそのサービスを利用することとなりますが、利用できるサービスが無い場合や他のサービスで適切な支援が受けられない場合には、市町村の判断により、引き続きグループホームを利用することができます。</p> <p>また、グループホームを利用している65歳以上の方がデイサービスなど日中の支援を受けるときも、原則、介護保険サービスを利用することとなりますので、通い慣れた障害福祉サービス事業所が、介護保険サービス事業所の指定を受ければ、引き続き、その障害福祉サービス事業所で介護保険サービスとして支援を受けることができます。</p> <p>しかし、利用できる事業所が身近に無い場合や適切な支援が受けられないときには、市町村の判断で、引き続き障害福祉サービスの支援を受けることができます。</p>
要望事項	<p>(2) 医療的ケアが必要な障がい者に対する支援体制と職員配置基準の充実について</p> <p>喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な高齢障がい者が施設において増加しており、医療従事者や介護の専門性を有する職員も不足している実態にあります。</p> <p>特に医療や看取りも含めた高齢障がい者に対する支援体制を充実させるため、人員配置基準の見直しと、医療従事者や介護、福祉人材が安定的に確保できるよう職員の処遇改善について国に対して働きかけを要望いたします。</p>
回答	<p>平成30年度からの障害福祉サービス等の報酬改定について、医療的ケアが必要な障がい児者へのサービス提供に係る報酬単価や人員配置基準等の見直しが検討されています。</p> <p>生活介護においては、医療的ケアの提供体制の充実を図るため、医療的ケアが必要な障がい者を一定以上受け入れ、看護職員を2人以上配置した場合の「常勤看護体制看護職員等配置加算」の拡充が検討されています。</p> <p>短期入所においては、医療的ケアが必要な障がい児者や重度の障がい児者の受け入れ体制を強化する観点から、常勤看護職員を配置した場合の評価として「福祉強化型短期入所サービス費」の創設が検討されています。</p> <p>県においては、国の報酬改定の内容について、障害福祉サービス事業所等に周知し、積極的な対応について働きかけていきたいと考えています。</p> <p>処遇改善については、折に触れて国に働きかけます。</p>
要望事項	<p>(3) 専門的研修体系の充実について</p> <p>障害福祉サービス事業所職員が障がい児者への対応に関する専門的な知識技術を習得できるよう、さらなる研修体系の充実を目指した適切な対応を要望いたします。</p>
回答	<p>現在県では、障がい児（者）ホームヘルプサービス事業所従事者の知識・技術の向上を目的として、障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修を実施しています。</p> <p>今後、障がい福祉サービス従事者の知識・技術の向上に向け、県内において研修体制の整備等への支援について検討していく考えです。</p>
要望事項	<p>(4) 療育手帳B所持者に対する医療費助成制度の適用について</p> <p>知的障がいのある人たちは、障がいの軽重と医療依存度とは直接関係ありません。療育手帳B所持者であっても、身体の変化や不調を的確に訴えることが難しいため、早期の治療に至らない場合や重症化しやすい傾向にありますので、療育手帳B所持者に対する医療費助成制度の適用を要望いたします。</p>
回答	<p>障がいがある方にとって、負担が少ない制度が望ましいことは当然のことであり、ご要望の声にも耳を傾けながら、望ましい制度のあり方について常に研究していく必要性はあると考えています。</p> <p>一方で、厳しい財政状況の中でも将来にわたりこの制度を安定的に維持できるように、平成26年10月の見直しにおいて、対象者及び自己負担額を含め市町村とともに慎重に検討を行ったものでありますので、現行制度についてご理解くださいますようお願いいたします。</p>

平成30年度島根県知的障害者施設保護者会連合会事業計画

1. 基本方針

障がい福祉サービスの制度は、措置制度から支援費制度へ、そしてまた、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと近年めまぐるしく変化しています。しかし、どのような制度環境になろうと、家族は「我が子・きょうだいのあたりまえで幸せな暮らし」を願っています。

本会は、「我が子・きょうだい」の保護者で組織される団体として、「我が子・きょうだいのあたりまえで幸せな暮らし」を支えるサービスや社会保障制度の充実に向け、関係機関や団体等と手を携えながら、全国知的障害者施設家族会連合会の提言等も踏まえ、運動展開していくことを本年度の事業方針とします。

2. 会の運営

- (1) 理事会の開催（6月）
- (2) 監査会の開催（5月）
- (3) 運営委員会の開催（年3回、5月、12月、3月）

3. 事業の推進

- (1) 政策提言・要望活動の実施
内容：・施設利用者と家族の高齢化への対応等
・県との意見交換会
- (2) 研修事業の実施
内容：「私たちを取り巻く情勢と諸課題」
講師：南 守氏（全施連副理事長）
時期：平成30年7月14日（土）
場所：いきいきプラザ島根403研修室
- (3) 地区懇談会の実施
内容：東部、中部、西部の各ブロックで情報伝達と意見交換を行う。
場所：県内3ヶ所の各会場 年2回程度開催
- (4) 広報紙の発行
会員に対しての情報提供や会員相互の交流を目的として広報紙『大輪』を発行する。
発行回数：年3回（6月、8月、12月）
- (5) しまね県民福祉大会の開催
内容：島根県知的障害者施設保護者会連合会会長表彰の実施
時期：平成30年9月22日（土）
会場：くにびきメッセ 国際会議場
- (6) 全国知的障害者施設家族会連合会との連携
 - ① 総会（理事会）年3回（予定）
 - ② 全施連大会（10月23日（火）～24日（水）；兵庫県 シーサイドホテル舞子ビラ神戸）
 - ③ 西日本ブロック会議（時期、場所未定）
 - ④ P T会議（時期、場所未定）
- (7) 島根県社会福祉団体連絡協議会との連携

4. 関係団体との連絡協調

- (1) 島根県社会福祉協議会関係事業への参加、協力
・あいサポート運動推進事業
・障がい者アート推進事業
- (2) 知的障害者福祉協会関係事業への参加、協力
・第56回全国知的障害福祉関係職員研究大会、
第60回中国四国地区知的障害関係施設職員研究協議会 山口大会（平成30年11月14日～15日）
- (3) 手をつなぐ育成会関係事業への参加、協力
・第5回全国手をつなぐ育成会連合会 京都大会（平成31年2月23日～24日）
・第7回手をつなぐ育成会「中国・四国大会」鳥取大会（平成30年11月10日～11日）

施設保護者会活動状況 障がい者支援施設

仁万の里

仁万の里保護者会では右の表の事業計画に基づいて、活動をしています。この事業の中でも①保護者会総会②里まつりの協力が保護者会の主な活動です。

①保護者会総会

保護者会総会は毎年6月下旬（本年6月23日）に開催しています。離島のためなかなか集まりづらい面もありますが、現在会員は78名で、遠くは大阪から参加される方もおります。当日は総会、職員との面談、子供たちの加工製品、鉢花などの販売も行っています。

②里まつり

里まつりは毎年10月下旬（本年10月21日）の日曜日に開催します。仁万の里の職員、子供たちはもちろん、地域の方の協力で催し物、飲食等の出店が約20店舗あり、大にぎわいです。保護者会は毎年豚汁を作り、無料で参加者、来客の方に食べてもらっています。前日から準備し、当日も約30名の会員の方々の協力のおかげですぐに完食となります。

平成30年度仁万の里保護者会 事業計画

月別 月日 (曜)	事業内容		仁万の里行事
	保護者会行事	保護者会研修行事	
4月			21日(土) (アリーナ) みんなの運動会
5月	19日(土) (仁万の里) 第1回保護者会 役員会		26日(土) (仁万の里) 地域交流会
6月	23日(土) (仁万の里) 保護者会総会 午前9:00~	18日(月)(松江) 県知的障害者施設 保護者会	
7月		14日(土)(松江) 県知的障害者施設 保護者会連合会研修会	
8月			5日 (仁万の里) 盆踊り
9月	初旬 (仁万の里) 第2回保護者会 役員会	22日(土)(松江) 県民福祉大会	
10月		23日(火)・24日(水) (兵庫) 全国知的障害者施設 家族会連合会	21日(日) (仁万の里) 里まつり
11月		10日(土)・11日(日) (鳥取) 第7回手をつなぐ育成 会中・四国大会	
12月			8日(土) (文化会館) みんなで作る 発表会
2月		23日(土)・24日(日) (京都) 第5回手をつなぐ 育成会全国大会	



●仁万の里保護者会は、年間の活動を通じて、親同士の交流を深めながら、子供たちの成長を支えていくことはもちろんのこと、地域とのつながりを大切にしたいと考えています。